

# 介護保険における住宅改修

## 実務解説

令和4年6月改訂版

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

## 2. 介護保険において住宅改修費の支給対象となる住宅改修の工事種別

### (1) 住宅改修の種類

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の工事種別は、次のとおりとなっています。

平成 11 年 3 月厚生省告示第 95 号  
(住宅改修告示)

#### 1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するものです。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。なお、用具貸与告示第 7 項に掲げる「手すり」に該当するものは除きます。

平成 11 年 3 月厚生省告示第 93 号  
(用具貸与告示)

#### 2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。

ただし、用具貸与告示第 8 項に掲げる「スロープ」または用具購入告示第 3 項第 5 号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれます。

また、昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。

平成 11 年 3 月厚生省告示第 93 号  
(用具貸与告示)  
平成 11 年 3 月厚生省告示第 94 号  
(用具購入告示)

#### 3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

※居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められる。

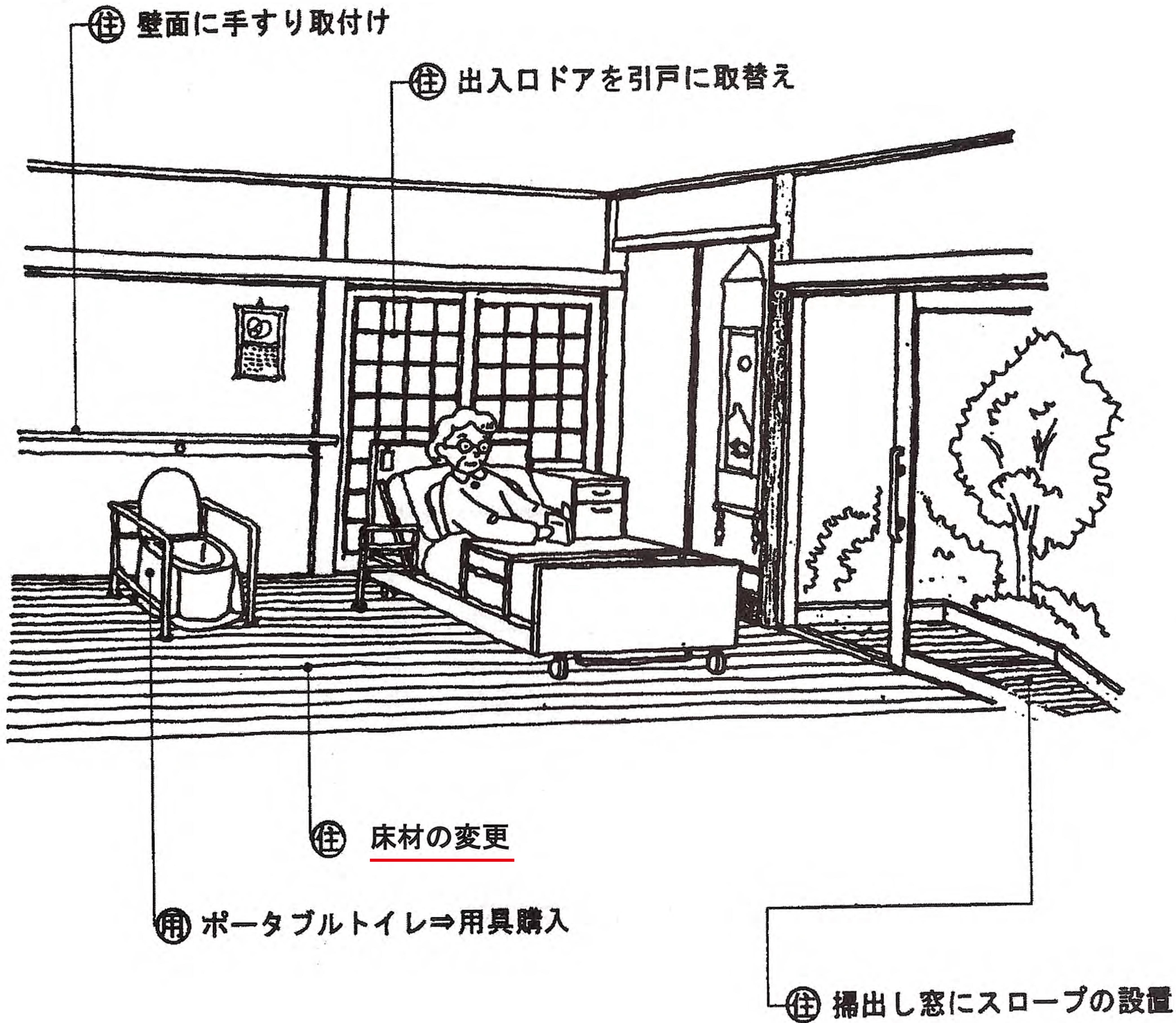
平成 29 年 7 月 3 日  
全国介護保険担当課長会議資料  
(平成 20 年介護保険制度の改正等に関する FAQ)  
令和 4 年 3 月 31 日 事務連絡  
(厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)

#### 4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自

# 寝室



① 住宅改修  
② 福祉用具貸与または購入  
③ 支給対象外

# Q&A 3

## I 住宅改修

(平成 29 年 7 月 3 日付全国介護保険担当課長会議資料「平成 29 年介護保険制度の改正等に関する FAQ」より掲載)

### 1 【滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更】

居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。

(答)

居宅要介護被保険者的心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められる。

（令和 4 年 3 月 31 日付事務連絡「介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係る Q&A の送付について」より、住宅改修に関する項目を抜粋）

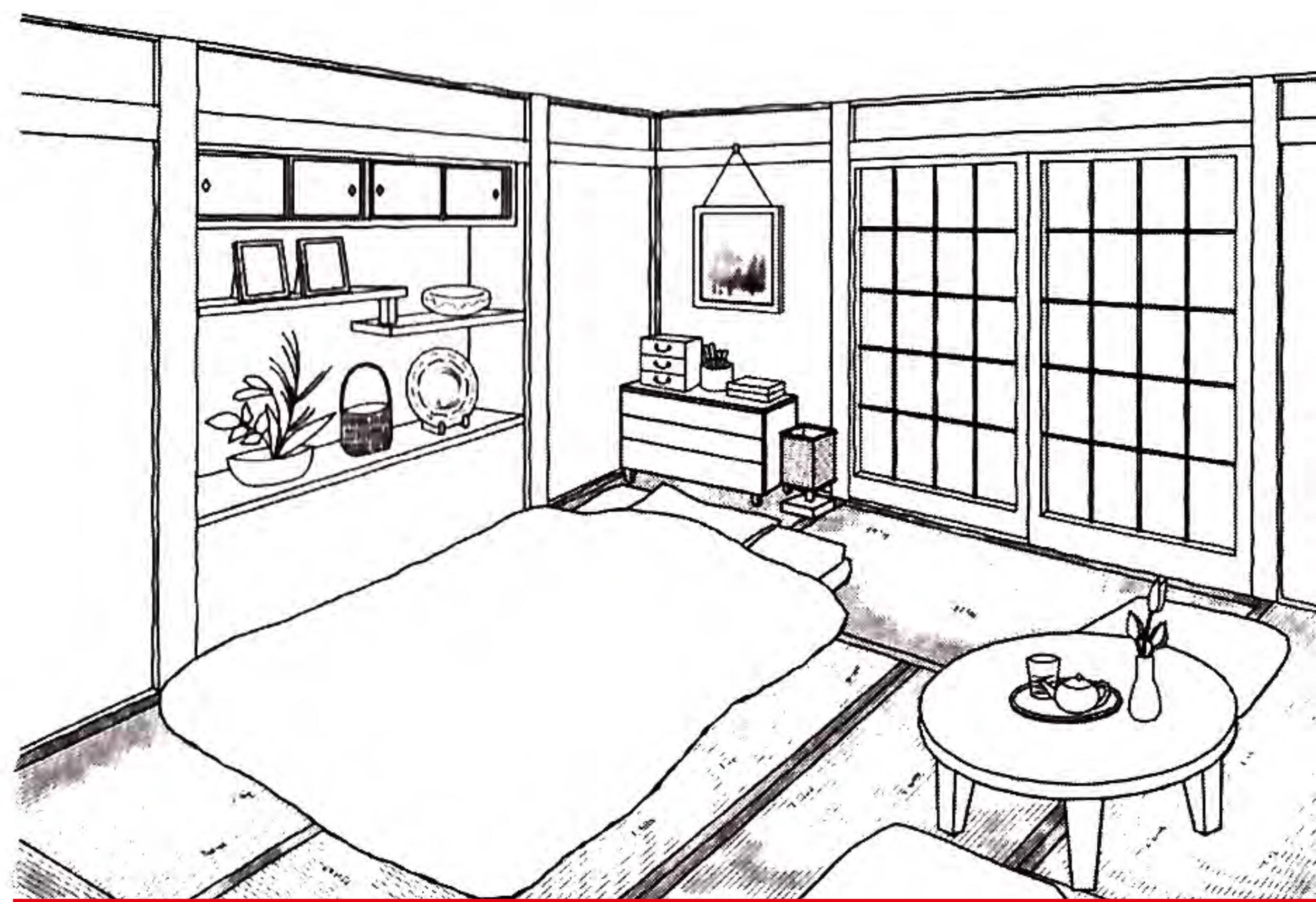
### 2 【滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更】

住宅改修の「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室を畳敷きに改修するにあたり、平成 29 年 7 月の Q&A で示されている「転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したもの」について、どのようなものが該当すると考えられるか。

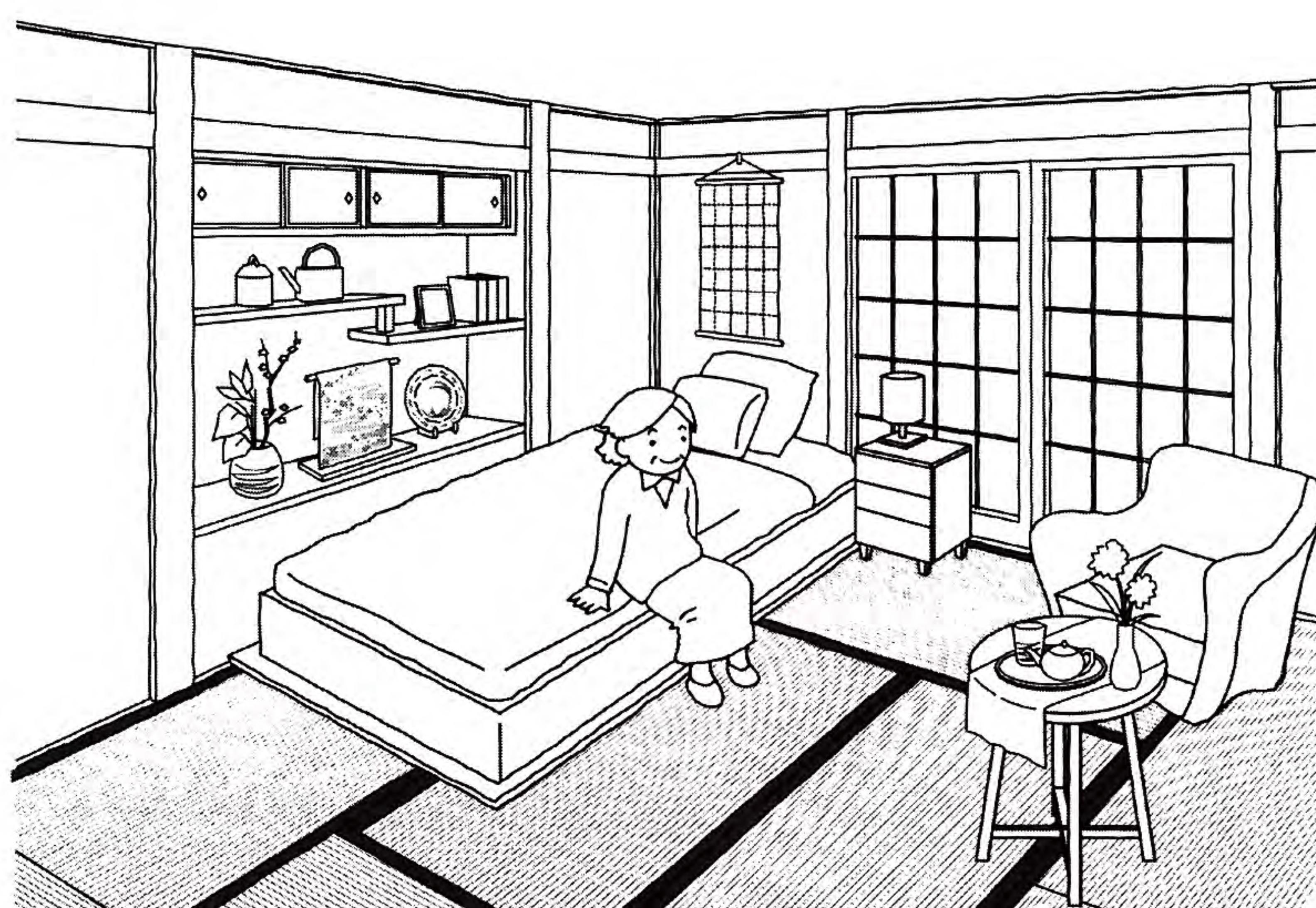
(答)

日本産業規格 (JIS) A5917 衝撃緩和型畳(床)に該当するものが考えられる。なお、当該 JIS に該当しない場合、改修される畳敷きの性能等を施工業者等から聴取等を通じて確認の上、居宅要介護被保険者的心身の状況を考慮したものであるか特に確認すること。

改修前



改修後



3 【滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更】

住宅改修の「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、転倒時の衝撃を緩和する材料に変更することにより、移動の円滑化が期待される場合、このような改修は対象となるか。

(答)

対象として差し支えない。